【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年４月30日
【発行者名】	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO　佐藤　秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー14階
【事務連絡者氏名】	森下　泰幸
【電話番号】	（03）6447－3086
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・ファンド
以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。
また、ファンドの愛称を「プラスアングル」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関※の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
※社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。
＊受益権１口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の基準価額※とします。
ただし、「分配金再投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
※基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「アングル」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

・購入時手数料※1は、購入口数、購入金額※2または購入代金※3などに応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.24%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。
詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
※１購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。
※２「購入金額」とは、「購入の申込受付日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。
※３「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。
・「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
＊「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、１口単位とします。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成26年５月１日から平成27年４月27日まで
＊継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9)【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。
継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。
＊ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。
＊ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12)【その他】

- **申込証拠金はありません。**
- **購入代金には利息を付しません。**
- **日本以外の地域における発行はありません。**
- **クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。**
- **ファンドに関する照会先は以下のとおりです。**

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100
受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ http://www.invesco.co.jp/

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	わが国の株式を実質的な主要投資対象※とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 ※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ａ．ファンドの商品分類

商品分類項目			商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信		一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信		
投資対象地域	国内		目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外		
	内外		
投資対象資産	株式	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	その他資産	
	資産複合		

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

b．ファンドの属性区分

属性区分項目			属性区分の定義
投資対象資産	株式		目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの ※ファンドが投資対象とする投資信託証券（親投資信託）は、株式（一般）を投資対象としており、ファンドの実質的な投資収益の源泉は株式（一般）です
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性)		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券）		
	資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ		

＊ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.	**主としてマザーファンド※1受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、中長期的な投資信託財産の成長を目標とします。** ※1　ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンド」です。
2.	**企業内外におけるファンダメンタルズの改善などの「変化」を通して成長力の回復が見込まれる企業、あるいはその成長力を維持しつつ割安なバリュエーションを有すると見込まれる企業に投資します。**
3.	**投資に当たっては、人的活用による企業の付加価値向上に着目したウーマノミクス・スコア※2付与銘柄を中心に銘柄選定します。** ※2　ウーマノミクスとは、「ウーマン（女性）」＋「エコノミクス（経済）」を合わせた造語で、女性が消費者および作り手として主導する経済を表しています。 ウーマノミクス・スコアとは、企業における付加価値の源泉を「人（ヒト）」、なかでも消費者・労働者としての女性層と捉えて、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が算出した女性力スコアのうち、相対的に評価が高いものを指しています。
4.	**ベンチマーク※3を設定せず、積極的に投資信託財産の成長を目指します。** ※3　ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。
5.	**ファミリーファンド方式※4で運用を行います。** ※4　ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。 なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。 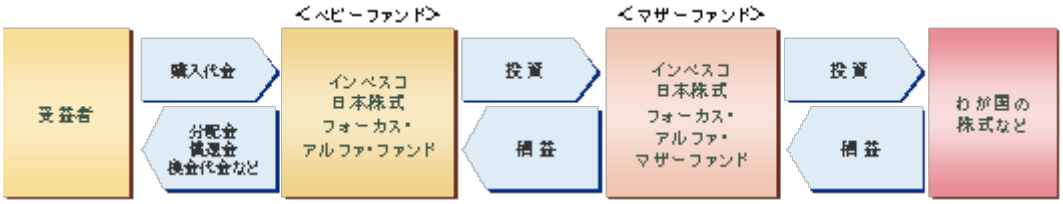

⑤ファンドの銘柄選定

銘柄選定

■ウーマノミクス・スコアが付与されている銘柄を中心に、企業収益の成長性などから投資魅力が高いと判断される銘柄をユニバースとして選定します。

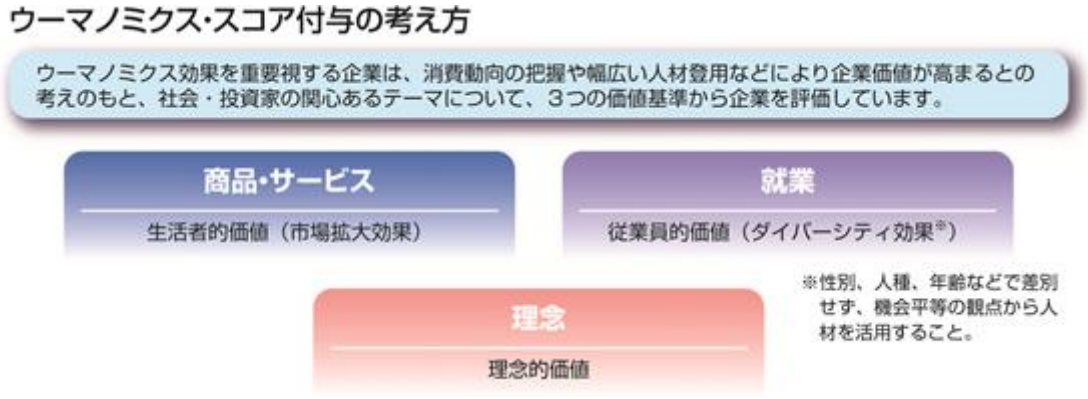

＊企業における付加価値の源泉を「人（ヒト）」、なかでも消費者・労働者としての女性層と捉えて、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が算出した女性力スコアのうち、相対的に評価の高いものをウーマノミクス・スコアとします。
＊日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社は、1970年12月１日に設立されたシンクタンクで、投資助言・代理業の登録を行っています。ＳＭＢＣ日興証券グループの一員として、社会システム、資産運用、投資工学、投資教育等に関する様々な研究成果に基づく、金融情報サービスを広く提供しています。

⑥ファンドの運用プロセス

運用プロセス

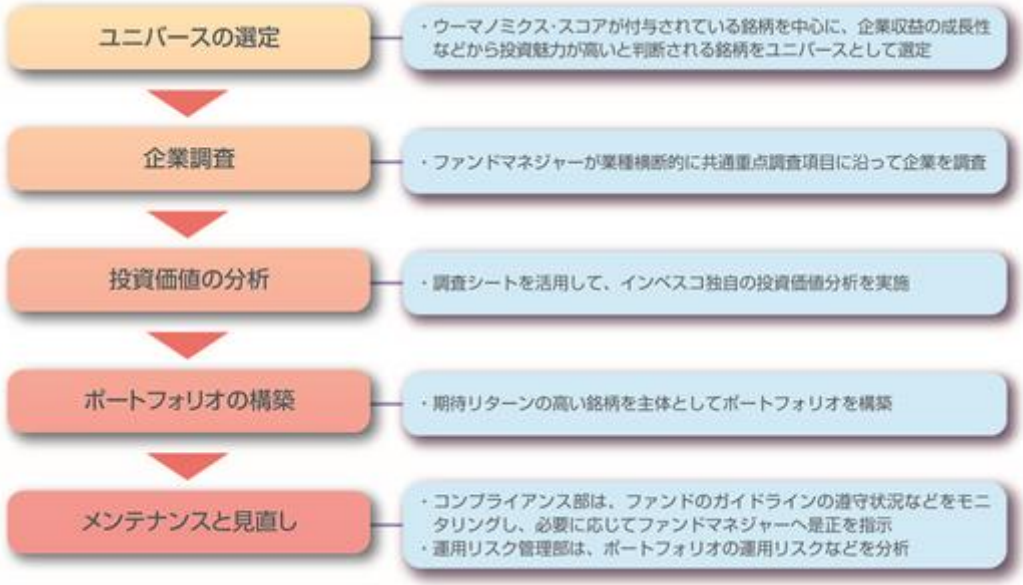

◆ファンドの運用プロセス等は、平成26年３月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2)【ファンドの沿革】

平成18年２月６日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
平成19年１月４日	投資信託振替制度への移行

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

ａ．ファンドの関係法人の概要

b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 みずほ信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 資産管理サービス信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、資産管理サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社	女性の消費や就業における経済効果等に関する投資情報等の提供を行います。

c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 投資顧問契約	委託会社が投資顧問会社より受ける投資助言に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第306号）
資本金	4,000百万円（平成26年３月31日現在）
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成２(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成８(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 平成26(2014)年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更
大株主の状況	（平成26年３月31日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

2 【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資態度	・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資することにより、中長期的な投資信託財産の成長を目標とします。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。 ・非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。 ・投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。 ・日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社との投資顧問契約に基づき、同社より女性の消費や就業における経済効果等に関わる投資情報等の提供を受け活用します。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるもの））	ａ．有価証券 ｂ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条から第29条までに定めるものに限ります。） ｃ．約束手形 ｄ．金銭債権

投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 ａ．株券または新株引受権証書 ｂ．国債証券 ｃ．地方債証券 ｄ．特別の法律により法人の発行する債券 ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） ｆ．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。） ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。） ｈ．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。） ｉ．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。） ｊ．コマーシャル・ペーパー ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記ａ．からｋ．までの証券または証書の性質を有するもの ｍ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。） ｎ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。） ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。） ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。） ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。） ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書 ｓ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの ｔ．外国の者に対する権利で前ｓ．の有価証券の性質を有するもの

投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 ａ．預金 ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） ｃ．コール・ローン ＊前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制の概要

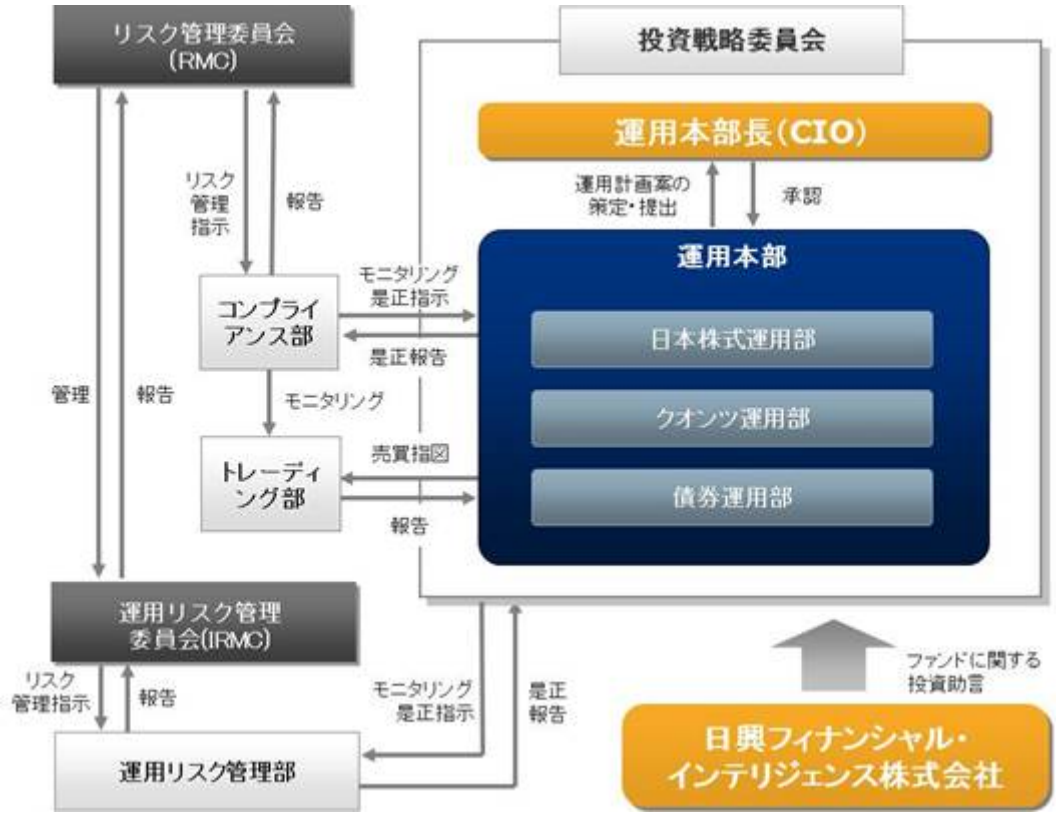

運用に関する組織	・ファンドおよびマザーファンドは、運用本部の日本株式運用部によって運用されます。当該運用部は、運用に関する調査・分析、投資判断などを行い、ポートフォリオを構築します。 ・トレーディング部は、運用本部から売買の指図を受け、発注を行います。
内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（５名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・運用リスク管理部（３名程度）は、ファンドの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果を運用本部にフィードバックするとともに、運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（５名程度）は、運用リスク管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ＊「３　投資リスク　(2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、平成26年３月31日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	年１回の２月５日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	ａ．「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 ｂ．「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。 ＊「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

①信託約款上の投資制限

株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への実質投資割合※1には、制限を設けません。 ※１実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資は行いません。
新株引受権証券などへの投資制限（第20条第４項）	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限（第24条第１項）	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（第24条第３項）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。

同一銘柄の転換社債などへの投資制限（第25条）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債※2への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※２新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（第20条第６項）	投資信託証券※3への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ※３マザーファンド受益証券を除きます。
信用取引の指図（第26条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
先物取引等の運用指図（第27条）	・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じです。）。 －わが国の金融商品取引所※4における有価証券先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 －外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ※４金融商品取引所とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図（第28条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
金利先渡取引の運用指図（第29条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ・金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。

有価証券の貸し付けの指図（第30条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
資金の借り入れ（第37条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

（参考）インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンドの投資方針

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
主な投資態度	・企業内外のファンダメンタルズの改善などの「変化」を通して成長力の回復が見込まれる企業、あるいはその成長力を維持しつつ割安なバリュエーションを有すると見込まれる企業を選別し投資します。 ・ベンチマークを設定せず、積極的に投資信託財産の成長を目指します。 ・株式の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。なお、市場動向、資金動向等によっては、株式の組入比率を引き下げる場合があります。 ・非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。 ・日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社との投資顧問契約に基づき、同社より女性の消費や就業における経済効果等に関わる投資情報等の提供を受け活用します。

主な投資制限	**・株式への投資割合には上限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。**

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、国内の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

①基準価額の主な変動要因

株価の変動リスク（価格変動リスク・信用リスク）	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
中小型株式への投資リスク	中小型株式は、大型株式と比較して、相対的に発行企業が小規模もしくは新興企業になります。また、一般的に業績変化率が高いことから、株価が大きく変動し、組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落することがあります。
流動性リスク	流動性や市場性が低い有価証券について、期待される価格や希望する数量で売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。

②基準価額のその他の変動要因等

分配金に関する留意点	分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
換金資金手当によるリスク	短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(2)投資リスクに対する管理体制

①リスク管理体制の概要

リスク管理体制の概要

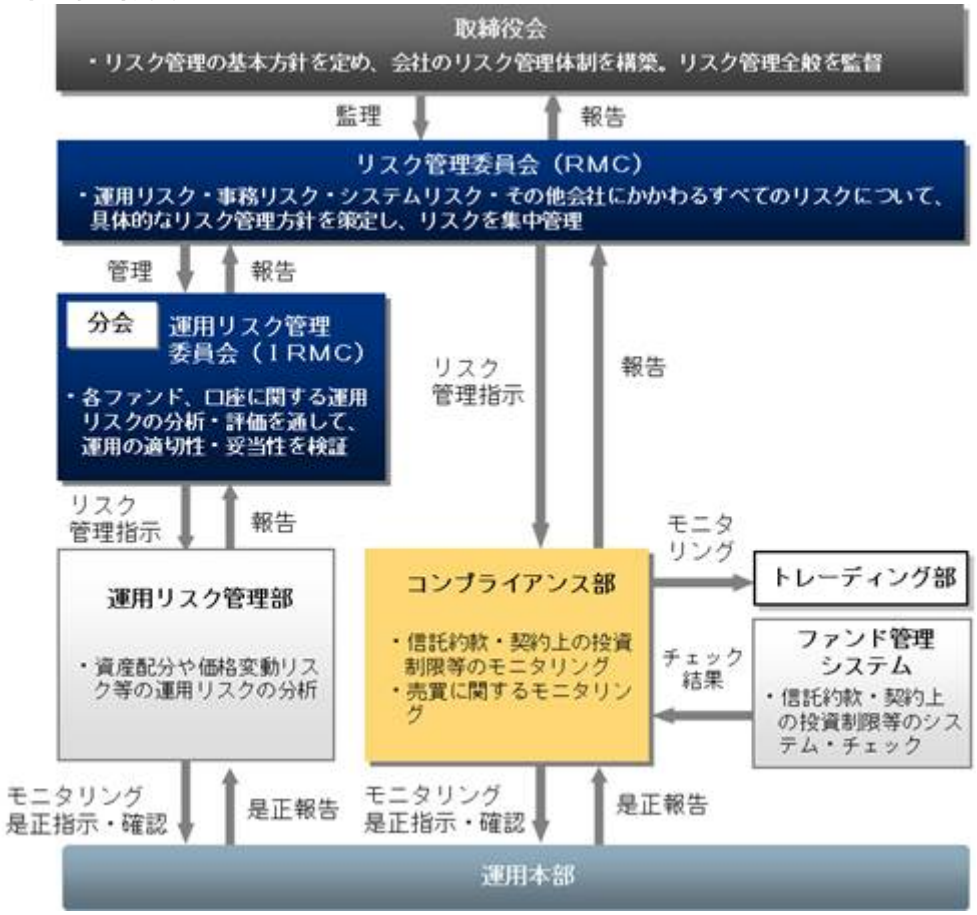

リスク管理委員会（RMC）	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

②関係部署の役割

運用リスク管理部	**資産配分や価格変動リスクなどの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果をIRMCに報告します。**
コンプライアンス部	**ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じて運用本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。**

◆上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入時手数料※1は、購入口数、購入金額※2または購入代金※3などに応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.24%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3 「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

＊「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率1.8684%（税抜き1.73%）を乗じて得た額とします。
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。

配分（年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計
	0.90%	0.75%	0.08%	1.73%

支払方法	毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸経費

該当する費用	・組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物取引やオプション取引等に要する費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

②その他諸費用

該当する費用	・監査費用 ・法律顧問および税務顧問への報酬 ・受益権の管理事務等に関連する費用 ・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
計算方法等	その他諸費用　上限固定率 純資産総額に対して年率0.108%（税抜き0.10%） ・委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.108%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取り扱い

<table>
<tr><td>分配金に対する課税</td><td>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。
<table><tr><td>平成49年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>平成50年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することも可能です。</td></tr>
<tr><td>解約金および償還金に対する課税</td><td>・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。
<table><tr><td>平成49年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>平成50年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。</td></tr>
<tr><td>損益通算について</td><td>・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。
・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。</td></tr>
</table>

◇少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が最長５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、日本国内居住の満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

<table>
<tr><td>分配金、解約金および償還金に対する課税</td><td>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。
<table><tr><td>平成49年12月31日まで</td><td>15.315%</td></tr><tr><td>平成50年１月１日以降</td><td>15%</td></tr></table>・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。</td></tr>
<tr><td>益金不算入制度の適用</td><td>益金不算入制度は、適用されます。</td></tr>
</table>

◇個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金(特別分配金)※を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金

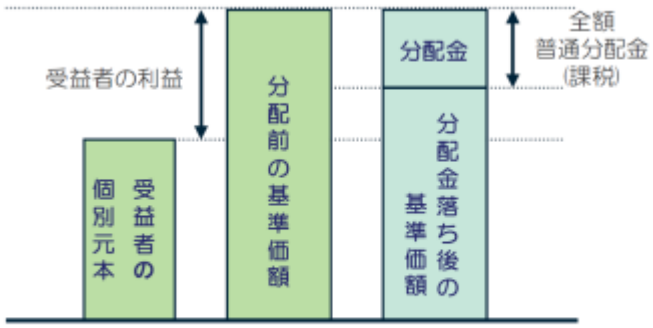

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)

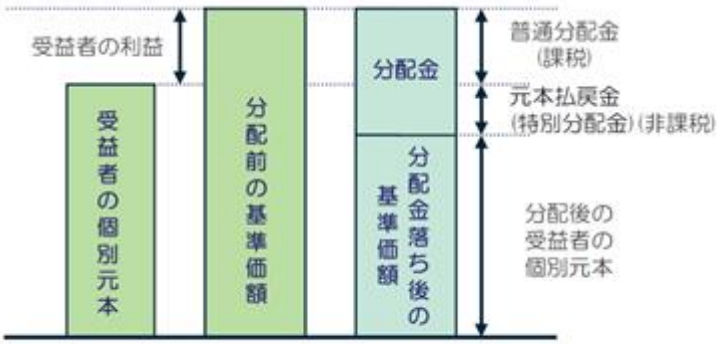

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

◆上記は、平成26年３月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1)【投資状況】(平成26年３月31日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,582,661,003	100.45
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△16,138,168	△0.45
合　計(純資産総額)		3,566,522,835	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株　式	日本	3,470,407,600	96.86
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		112,432,982	3.13
合　計(純資産総額)		3,582,840,582	100.00

(2)【投資資産】(平成26年３月31日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量(口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額(円)	評価額単価 評価額金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	インベスコ日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンド	4,998,131,980	0.6953 3,475,201,457	0.7168 3,582,661,003	100.45

種類別投資比率

種　類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.45
合　計	100.45

(参考)インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量(株式数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	サトーホールディングス	機械	76,200	2,259.12	172,144,991	2,391.00	182,194,200	5.08
2	日本	株式	花王	化学	47,500	3,156.00	149,910,218	3,657.00	173,707,500	4.84
3	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	27,700	5,161.51	142,974,075	5,880.00	162,876,000	4.54
4	日本	株式	日本触媒	化学	129,000	1,088.48	140,414,352	1,219.00	157,251,000	4.38
5	日本	株式	オリンパス	精密機器	46,600	2,935.00	136,771,000	3,290.00	153,314,000	4.27
6	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	36,400	4,326.55	157,486,548	3,950.00	143,780,000	4.01
7	日本	株式	ＩＨＩ	機械	328,000	450.00	147,600,000	434.00	142,352,000	3.97
8	日本	株式	三井不動産	不動産業	44,000	3,178.00	139,832,000	3,149.00	138,556,000	3.86
9	日本	株式	日本ユニシス	情報・通信業	134,600	1,059.26	142,577,552	1,009.00	135,811,400	3.79
10	日本	株式	西島製作所	機械	105,800	1,317.56	139,398,125	1,273.00	134,683,400	3.75
11	日本	株式	ファンケル	化学	105,800	1,162.59	123,002,528	1,226.00	129,710,800	3.62
12	日本	株式	ドワンゴ	情報・通信業	36,900	2,396.00	88,412,400	3,450.00	127,305,000	3.55
13	日本	株式	ＫＡＤＯＫＡＷＡ	情報・通信業	37,800	3,270.00	123,606,000	3,305.00	124,929,000	3.48
14	日本	株式	東京個別指導学院	サービス業	257,500	435.12	112,044,214	458.00	117,935,000	3.29
15	日本	株式	グリー	情報・通信業	98,900	1,080.25	106,837,655	1,140.00	112,746,000	3.14
16	日本	株式	アスクル	小売業	31,700	3,730.00	118,241,000	3,250.00	103,025,000	2.87
17	日本	株式	オービックビジネスコンサルタント	情報・通信業	24,200	3,315.00	80,223,000	3,485.00	84,337,000	2.35
18	日本	株式	セガサミーホールディングス	機械	36,400	2,255.00	82,082,000	2,312.00	84,156,800	2.34
19	日本	株式	シミックホールディングス	サービス業	47,300	1,552.98	73,456,246	1,726.00	81,639,800	2.27
20	日本	株式	トプコン	精密機器	46,500	1,400.00	65,100,000	1,692.00	78,678,000	2.19
21	日本	株式	エフピコ	化学	22,000	3,095.00	68,090,000	3,285.00	72,270,000	2.01
22	日本	株式	グローリー	機械	19,600	2,433.00	47,686,800	2,829.00	55,448,400	1.54
23	日本	株式	オリックス	その他金融業	30,200	1,519.00	45,873,800	1,453.00	43,880,600	1.22
24	日本	株式	三井物産	卸売業	29,000	1,409.00	40,861,000	1,459.00	42,311,000	1.18
25	日本	株式	沖電気工業	電気機器	185,000	252.00	46,620,000	221.00	40,885,000	1.14
26	日本	株式	ヤマハ	その他製品	28,000	1,410.00	39,480,000	1,329.00	37,212,000	1.03
27	日本	株式	五洋建設	建設業	101,500	344.91	35,008,853	351.00	35,626,500	0.99
28	日本	株式	東芝プラントシステム	建設業	23,000	1,385.00	31,855,000	1,538.00	35,374,000	0.98
29	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	57,000	584.00	33,288,000	593.00	33,801,000	0.94
30	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	50,500	593.00	29,946,500	567.00	28,633,500	0.79

種類別および業種別投資比率

種　類	業　種	投資比率(%)
株式	情報・通信業	18.12
	機械	17.98
	化学	16.84
	サービス業	15.50
	精密機器	6.47
	小売業	4.78
	不動産業	3.86
	その他金融業	2.02
	建設業	1.98
	卸売業	1.72
	輸送用機器	1.43
	その他製品	1.40
	電気機器	1.14
	銀行業	0.79
	食料品	0.73
	保険業	0.60
	ガラス・土石製品	0.54
	ゴム製品	0.48
	医薬品	0.40
合　計		96.86

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)(分配落)	純資産総額(百万円)(分配付)	１口当たり純資産額(円)(分配落)	１口当たり純資産額(円)(分配付)
第１期計算期間(平成19年２月５日現在)	41,111	41,111	0.8851	0.8851
第２期計算期間(平成20年２月５日現在)	16,758	16,758	0.7238	0.7238
第３期計算期間(平成21年２月５日現在)	7,303	7,303	0.3791	0.3791
第４期計算期間(平成22年２月５日現在)	6,102	6,102	0.4356	0.4356
第５期計算期間(平成23年２月７日現在)	4,914	4,914	0.4675	0.4675
第６期計算期間(平成24年２月６日現在)	3,674	3,674	0.4019	0.4019
第７期計算期間(平成25年２月５日現在)	3,623	3,623	0.4719	0.4719
第８期計算期間(平成26年２月５日現在)	3,533	3,533	0.5989	0.5989
平成25年３月末日	3,955	－	0.5290	－
平成25年４月末日	4,191	－	0.5879	－
平成25年５月末日	3,915	－	0.5736	－
平成25年６月末日	3,833	－	0.5662	－
平成25年７月末日	3,806	－	0.5675	－
平成25年８月末日	3,652	－	0.5519	－
平成25年９月末日	4,001	－	0.6115	－
平成25年10月末日	3,976	－	0.6146	－
平成25年11月末日	3,968	－	0.6482	－
平成25年12月末日	3,939	－	0.6582	－
平成26年１月末日	3,724	－	0.6310	－
平成26年２月末日	3,661	－	0.6260	－
平成26年３月末日	3,566	－	0.6156	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第１期計算期間	0.0000
第２期計算期間	0.0000
第３期計算期間	0.0000
第４期計算期間	0.0000
第５期計算期間	0.0000
第６期計算期間	0.0000
第７期計算期間	0.0000
第８期計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第１期計算期間	△11.49
第２期計算期間	△18.22
第３期計算期間	△47.62
第４期計算期間	14.90
第５期計算期間	7.32
第６期計算期間	△14.03
第７期計算期間	17.42
第８期計算期間	26.91

(注１)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。
(注２)第１期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(１口当たり１円)を使用しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第１期計算期間	66,649,793,205	20,201,241,977
第２期計算期間	125,772,814	23,419,606,149
第３期計算期間	141,071,978	4,030,128,601
第４期計算期間	45,464,223	5,302,262,866
第５期計算期間	6,014,726	3,502,542,496
第６期計算期間	395,923,751	1,763,957,050
第７期計算期間	2,642,083	1,468,221,474
第８期計算期間	12,180,635	1,791,430,262

(注１)設定数量には当初設定数量を含みます。
(注２)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

（2014 年3月 31 日現在）

基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移（設定来）

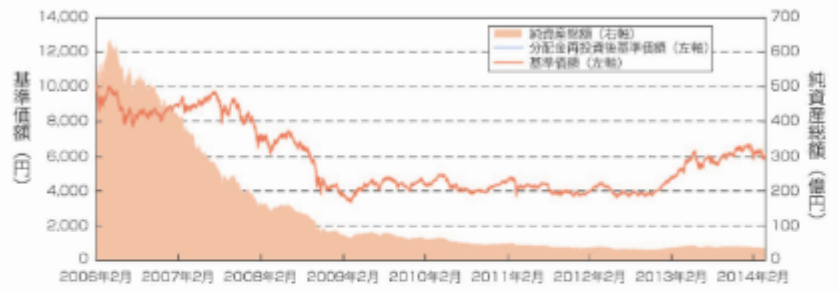

＊基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
＊分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	6,156 円
純資産総額	3,567 百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	-1. 7%
3カ月	-6. 5%
6カ月	0. 7%
1年	16. 4%
3年	40. 9%
5年	63. 7%
設定来	-38. 4%

＊期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

分配の推移

（課税前／１万口当たり）

決算期	2010 年2月	2011 年2月	2012 年2月	2013 年2月	2014 年2月	設定来累計
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

■資産配分

	純資産比
株式	96.9%
キャッシュ等	3.1%

銘柄数	52

■組入上位５業種

	業種	純資産比
1	情報・通信業	18.1%
2	機械	18.0%
3	化学	16.8%
4	サービス業	15.5%
5	精密機器	6.5%

■組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	純資産比
1	サトーホールディングス	機械	5.1%
2	花王	化学	4.8%
3	エイチ・アイ・エス	サービス業	4.5%
4	日本触媒	化学	4.4%
5	オリンパス	精密機器	4.3%
6	サイバーエージェント	サービス業	4.0%
7	IHI	機械	4.0%
8	三井不動産	不動産業	3.9%
9	日本ユニシス	情報・通信業	3.8%
10	酉島製作所	機械	3.8%

＊業種は東証33分類に基づいています。

年間収益率の推移

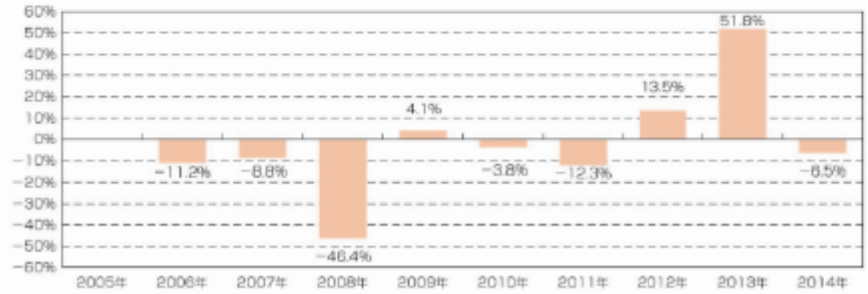

＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。
＊2006年はファンドの設定日（2006年2月6日）から年末まで、2014年は3月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の２コースがあります。 ＊「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、１口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後３時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.24%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後３時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して５営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。

換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
買取請求	買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して５営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者※に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 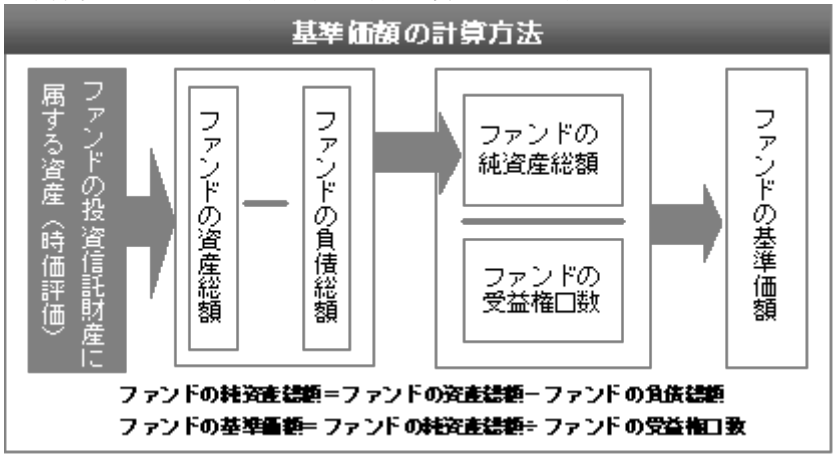
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「アングル」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/
主な投資資産の評価方法	投資資産：評価方法 親投資信託受益証券：親投資信託受益証券の基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間	平成18年２月６日から平成28年２月５日までとします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年２月６日から翌年２月５日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

繰上償還	・委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前にファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 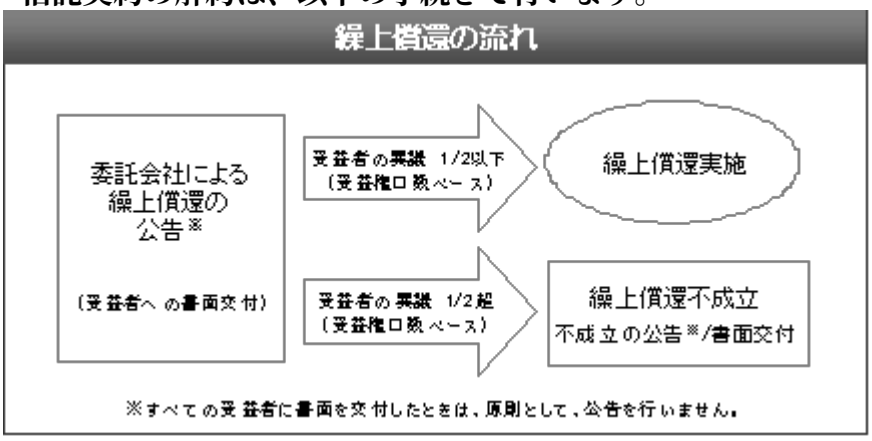 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が１カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 ＊委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 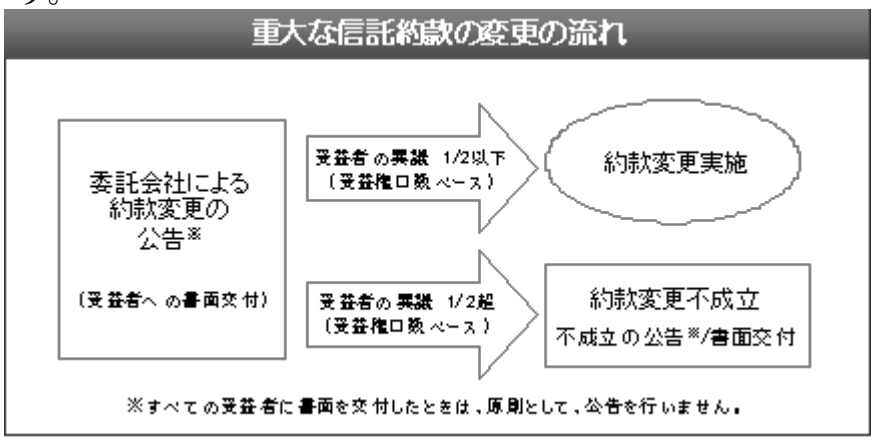 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（１カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の３カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・投資顧問会社は、委託会社との間の「投資顧問契約」に基づき、投資助言などを行います。同契約は、期間満了の１カ月前までに、委託会社、投資顧問会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取り扱いについてもこれと同様とします。
運用報告書	委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
反対者の買取請求権	・委託会社が、信託契約の解約または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は、所定の期間内（１カ月を下回らないものとします。）に、委託会社に対して異議を述べることができます。 ・所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第８期計算期間(平成25年２月６日から平成26年２月５日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・ファンド
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第７期 (平成25年２月５日現在)	第８期 (平成26年２月５日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,654,722,315	3,570,755,823
未収入金	6,404,663	597,796
流動資産合計	3,661,126,978	3,571,353,619
資産合計	3,661,126,978	3,571,353,619
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,707,076	1,732,571
未払受託者報酬	1,359,669	1,649,515
未払委託者報酬	28,043,100	34,021,177
その他未払費用	798,535	725,371
流動負債合計	37,908,380	38,128,634
負債合計	37,908,380	38,128,634
純資産の部		
元本等		
元本	7,678,722,167	5,899,472,540
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,055,503,569	△2,366,247,555
（分配準備積立金）	139,159,920	156,349,093
元本等合計	3,623,218,598	3,533,224,985
純資産合計	3,623,218,598	3,533,224,985
負債純資産合計	3,661,126,978	3,571,353,619

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第７期 自 平成24年２月７日 至 平成25年２月５日	第８期 自 平成25年２月６日 至 平成26年２月５日
営業収益		
有価証券売買等損益	606,111,638	1,037,491,832
営業収益合計	606,111,638	1,037,491,832
営業費用		
受託者報酬	2,844,230	3,291,695
委託者報酬	58,662,059	67,891,122
その他費用	1,597,070	1,471,742
営業費用合計	63,103,359	72,654,559
営業利益又は営業損失（△）	543,008,279	964,837,273
経常利益又は経常損失（△）	543,008,279	964,837,273
当期純利益又は当期純損失（△）	543,008,279	964,837,273
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,693,731	216,791,239
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,469,421,465	△4,055,503,569
剰余金増加額又は欠損金減少額	878,179,025	946,013,015
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	878,179,025	946,013,015
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,575,677	4,803,035
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,575,677	4,803,035
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,055,503,569	△2,366,247,555

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第７期 (平成25年２月５日現在)	第８期 (平成26年２月５日現在)
1.期首元本額　9,144,301,558円 　期中追加設定元本額　2,642,083円 　期中解約元本額　1,468,221,474円 2.計算期間末日における受益権の総数 7,678,722,167口 3.元本の欠損 　貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,055,503,569円であります。	1.期首元本額　7,678,722,167円 　期中追加設定元本額　12,180,635円 　期中解約元本額　1,791,430,262円 2.計算期間末日における受益権の総数 5,899,472,540口 3.元本の欠損 　貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,366,247,555円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第７期 自　平成24年２月７日 至　平成25年２月５日	第８期 自　平成25年２月６日 至　平成26年２月５日
分配金の計算過程 　計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(61,515,068円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,621,556円)及び分配準備積立金(77,644,852円)より分配対象収益は144,781,476円(１万口当たり188.54円)ですが、分配を行っておりません。 　なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 　計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(49,631,367円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,518,487円)及び分配準備積立金(106,717,726円)より分配対象収益は160,867,580円(１万口当たり272.66円)ですが、分配を行っておりません。 　なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンドです。 親投資信託受益証券は、株価の変動リスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	第７期 (平成25年２月５日現在)	第８期 (平成26年２月５日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　　類	第７期 (平成25年２月５日現在)	第８期 (平成26年２月５日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	597,478,262	803,599,778
合　　計	597,478,262	803,599,778

(デリバティブ取引等に関する注記)

第７期 (平成25年２月５日現在)	第８期 (平成26年２月５日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第７期 自　平成24年２月７日 至　平成25年２月５日	第８期 自　平成25年２月６日 至　平成26年２月５日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

第７期 (平成25年２月５日現在)	第８期 (平成26年２月５日現在)
１口当たり純資産額　0.4719円 (１万口当たり純資産額　4,719円)	１口当たり純資産額　0.5989円 (１万口当たり純資産額　5,989円)

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(平成26年２月５日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンド	5,134,822,869	3,570,755,823	
	合計	5,134,822,869	3,570,755,823	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区　分	注記番号	(平成25年２月５日現在)	(平成26年２月５日現在)
		金　　額	金　　額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		271,292	414,904
コール・ローン		38,022,972	39,429,906
株式		3,609,577,600	3,529,222,400
未収入金		7,677,424	―
未収配当金		5,472,650	2,320,650
未収利息		52	32
流動資産合計		3,661,021,990	3,571,387,892
資産合計		3,661,021,990	3,571,387,892
負債の部			
流動負債			
未払解約金		6,404,663	597,796
流動負債合計		6,404,663	597,796
負債合計		6,404,663	597,796
純資産の部			
元本等			
元本		6,781,819,105	5,134,822,869
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		△3,127,201,778	△1,564,032,773
元本等合計		3,654,617,327	3,570,790,096
純資産合計		3,654,617,327	3,570,790,096
負債純資産合計		3,661,021,990	3,571,387,892

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成25年２月５日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	8,226,090,927円
同期中における追加設定元本額	2,335,077円
同期中における解約元本額	1,446,606,899円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金　　額)
インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・ファンド	6,781,819,105円
合計	6,781,819,105円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	6,781,819,105口
3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,127,201,778円であります。	

(平成26年２月５日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	6,781,819,105円
同期中における追加設定元本額	10,617,382円
同期中における解約元本額	1,657,613,618円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金　　額)
インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・ファンド	5,134,822,869円
合計	5,134,822,869円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数	5,134,822,869口
3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,564,032,773円であります。	

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項　目	自 平成24年２月７日 至 平成25年２月５日	自 平成25年２月６日 至 平成26年２月５日
1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融資産は、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式であります。 わが国の金融商品取引所に上場されている株式は、株価の変動リスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	(平成25年２月５日現在)	(平成26年２月５日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　　類	(平成25年２月５日現在) 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	(平成26年２月５日現在) 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株　　式	526,112,637	163,698,780
合　　計	526,112,637	163,698,780

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(平成25年２月５日現在)	(平成26年２月５日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年２月７日 至 平成25年２月５日	自 平成25年２月６日 至 平成26年２月５日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

(平成25年２月５日現在)	(平成26年２月５日現在)
１口当たり純資産額　0.5389円 (１万口当たり純資産額　5,389円)	１口当たり純資産額　0.6954円 (１万口当たり純資産額　6,954円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

(平成26年２月５日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	東芝プラントシステム	23,000	1,385.00	31,855,000	
	アサヒグループホールディングス	22,700	2,695.00	61,176,500	
	旭化成	158,000	713.00	112,654,000	
	日本触媒	83,000	1,023.00	84,909,000	
	日本化薬	37,000	1,322.00	48,914,000	
	花王	36,200	3,103.00	112,328,600	
	マンダム	6,100	3,385.00	20,648,500	
	ファンケル	33,000	1,077.00	35,541,000	
	エフピコ	11,000	6,190.00	68,090,000	
	ツムラ	5,900	2,463.00	14,531,700	
	ブリヂストン	4,700	3,580.00	16,826,000	
	タクマ	216,000	857.00	185,112,000	
	サトーホールディングス	55,600	2,182.00	121,319,200	
	コマツ	28,000	2,014.00	56,392,000	
	グローリー	19,600	2,433.00	47,686,800	
	セガサミーホールディングス	36,400	2,255.00	82,082,000	
	ＩＨＩ	328,000	450.00	147,600,000	
	沖電気工業	624,000	252.00	157,248,000	
	日立国際電気	19,000	1,227.00	23,313,000	
	いすゞ自動車	57,000	584.00	33,288,000	
	テイ・エス　テック	5,600	3,330.00	18,648,000	
	トプコン	46,500	1,400.00	65,100,000	
	オリンパス	53,300	2,935.00	156,435,500	
	日本写真印刷	9,700	1,401.00	13,589,700	
	ヤマハ	28,000	1,410.00	39,480,000	

	ピジョン	8,500	4,275.00	36,337,500	
	ドワンゴ	36,900	2,396.00	88,412,400	
	ヤフー	48,500	552.00	26,772,000	
	オービックビジネスコンサルタント	24,200	3,315.00	80,223,000	
	WOWOW	21,600	3,135.00	67,716,000	
	学研ホールディングス	61,000	280.00	17,080,000	
	ＫＡＤＯＫＡＷＡ	52,100	3,270.00	170,367,000	
	三井物産	114,100	1,409.00	160,766,900	
	アスクル	31,700	3,730.00	118,241,000	
	セブン＆アイ・ホールディングス	16,200	3,837.00	62,159,400	
	アインファーマシーズ	9,000	4,705.00	42,345,000	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	174,800	593.00	103,656,400	
	東京海上ホールディングス	12,900	2,932.00	37,822,800	
	イオンフィナンシャルサービス	34,800	2,231.00	77,638,800	
	オリックス	127,100	1,519.00	193,064,900	
	三井不動産	44,000	3,178.00	139,832,000	
	ベネフィット・ワン	66,600	875.00	58,275,000	
	みらかホールディングス	3,000	4,600.00	13,800,000	
	サイバーエージェント	15,600	4,400.00	68,640,000	
	楽天	58,200	1,524.00	88,696,800	
	エイチ・アイ・エス	23,900	5,130.00	122,607,000	
	合計	2,932,000		3,529,222,400	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成26年３月31日現在)

Ⅰ　資産総額	3,582,927,117　円
Ⅱ　負債総額	16,404,282　円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	3,566,522,835　円
Ⅳ　発行済数量	5,793,656,718　口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.6156　円

(参考)インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	3,583,106,696　円
Ⅱ　負債総額	266,114　円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	3,582,840,582　円
Ⅳ　発行済数量	4,998,131,980　口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.7168　円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 ＊委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成26年３月31日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近５カ年における主な資本金の額の増減	・平成22年６月15日付で、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。 ・平成23年７月６日付で、資本金の額は3,000百万円から4,000百万円に増加。

(2)委託会社等の機構

①組織図

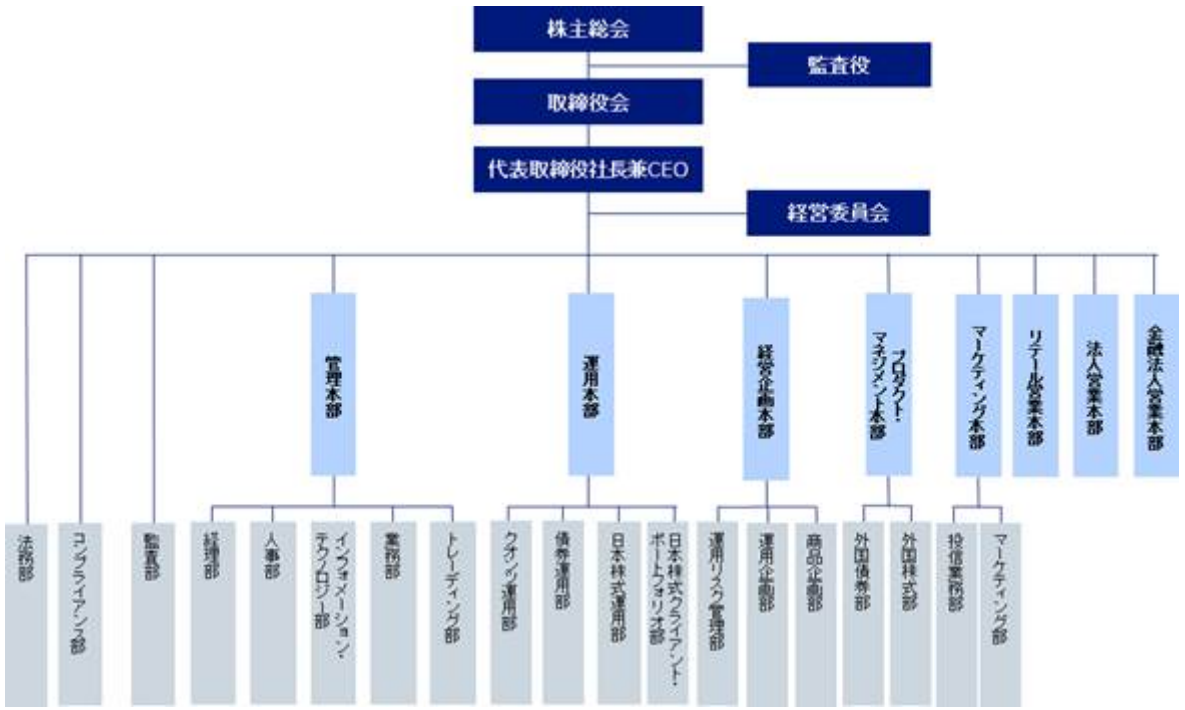

◆上記組織図における組織名称などは、平成26年３月31日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として月次で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、月次で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成26年３月31日現在)

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
株式投資信託	64	558,908
公社債投資信託	1	2,079
合　計	65	560,987

＊ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。

３【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」　（平成19年8月6日内閣府令第52号）　に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第23期事業年度（自　平成24年４月１日　至平成25年３月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を、第24期事業年度（自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）に係る中間会計期間（自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1．財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	前事業年度（平成24年３月31日）内訳	前事業年度（平成24年３月31日）金額	当事業年度（平成25年３月31日）内訳	当事業年度（平成25年３月31日）金額
（資産の部）				
流動資産				
預金		1,541,296		1,650,823
前払費用		49,463		56,937
未収入金		206,492		233,768
未収委託者報酬		461,845		394,497
未収運用受託報酬		396,891		602,964
未収投資助言報酬		417		2,241
繰延税金資産		―		159,222
その他の流動資産		5,020		12,368
流動資産計		2,661,426		3,112,823
固定資産				
有形固定資産※1				
建物附属設備	227,003		195,606	
器具備品	102,444		90,366	
建設仮勘定	1,251	330,699	―	285,973
無形固定資産				
ソフトウェア	31,159		30,766	
電話加入権	3,972		3,972	
のれん	455,858		430,880	
顧客関連資産	2,443,612	2,934,602	2,309,716	2,775,334
投資その他の資産				
投資有価証券	470		531	
差入保証金	252,084		234,976	
繰延税金資産	―		37,977	
その他の投資	10,463		10,018	
貸倒引当金	△7,400	255,618	△8,600	274,903
固定資産計		3,520,921		3,336,211
資産合計		6,182,347		6,449,034

（単位：千円）

科目	前事業年度（平成24年３月31日） 内訳	前事業年度（平成24年３月31日） 金額	当事業年度（平成25年３月31日） 内訳	当事業年度（平成25年３月31日） 金額
（負債の部）				
流動負債				
預り金		142,830		41,790
未払金				
未払償還金	42,139		41,181	
未払手数料	194,317		130,522	
その他の未払金	127,783	364,240	282,034	453,739
未払費用		312,226		252,754
未払法人税等		17,012		37,790
未払消費税等		70,931		35,815
賞与引当金		118,468		127,527
その他の流動負債		15,494		14,573
流動負債計		1,041,204		963,991
固定負債				
退職給付引当金		483,734		553,089
役員退職慰労引当金		47,224		66,358
資産除去債務		64,067		64,291
固定負債計		595,026		683,738
負債合計		1,636,230		1,647,730
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953		1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	△860,855		△605,728	
利益剰余金合計		△860,855		△605,728
株主資本合計		4,546,097		4,801,225
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		18		79
評価・換算差額等合計		18		79
純資産合計		4,546,116		4,801,304
負債・純資産合計		6,182,347		6,449,034

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自　平成 23年　4月 1日 至　平成 24年　3月 31日) 内訳	金額	当事業年度 (自　平成 24年　4月 1日 至　平成 25年　3月 31日) 内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		2,376,754		1,997,441
運用受託報酬		1,734,123		1,922,146
投資助言報酬		3,983		9,828
その他営業収益		1,348,609		1,903,423
営業収益計		5,463,471		5,832,841
営業費用				
支払手数料		982,312		763,405
広告宣伝費		1,622		30,442
公告費		775		1,155
調査費				
調査費	253,140		240,341	
委託調査費	587,956		578,841	
図書費	3,225	844,322	2,830	822,012
委託計算費		183,222		183,073
営業雑経費				
通信費	25,593		22,180	
印刷費	37,802		35,813	
協会費	7,678		8,627	
その他営業雑経費	―	71,074	39	66,660
営業費用計		2,083,328		1,866,749
一般管理費				
給料				
役員報酬	350,719		297,445	
給料・手当	1,437,656		1,395,741	
賞与	486,657	2,275,033	439,624	2,132,811
交際費		9,085		10,860
寄付金		5,931		1,000
旅費交通費		81,834		68,629
租税公課		32,135		30,817
不動産賃借料		269,530		267,269
退職給付費用		159,871		180,537
役員退職慰労引当金繰入額		13,650		19,133
賞与引当金繰入額		118,468		127,527
減価償却費		205,326		228,001
福利厚生費		196,643		196,641
諸経費		608,863		610,141
一般管理費計		3,976,372		3,873,370
営業利益又は営業損失（△）		△596,230		92,720

（単位：千円）

科目	前事業年度 （自　平成 23年　4月 1日 至　平成 24年　3月 31日） 内訳	金額	当事業年度 （自　平成 24年　4月 1日 至　平成 25年　3月 31日） 内訳	金額
営業外収益				
受取利息		163		122
保険配当金		3,811		2,926
時効成立分配金償還金		14,350		―
雑益		1,703		91
営業外収益計		20,029		3,139
営業外費用				
支払利息		10,684		―
為替換算差損		273		11,667
雑損		768		1,032
営業外費用計		11,726		12,700
経常利益又は経常損失（△）		△587,927		83,160
特別損失				
本社移転費用		258,890		―
貸倒引当金繰入額		7,400		1,200
その他		2,838		―
特別損失計		269,128		1,200
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		△857,055		81,960
法人税、住民税及び事業税		3,800		24,032
法人税等調整額		―		△197,199
法人税等計		3,800		△173,167
当期純利益又は当期純損失（△）		△860,855		255,127

(3)【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日) 金額	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日) 金額
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,000,000	4,000,000
当期変動額		
新株の発行	1,000,000	－
当期変動額合計	1,000,000	－
当期末残高	4,000,000	4,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	980,511	1,406,953
当期変動額		
資本準備金の取崩	△573,558	－
新株の発行	1,000,000	－
当期変動額合計	426,442	－
当期末残高	1,406,953	1,406,953
その他資本剰余金		
当期首残高	117,810	－
当期変動額		
資本準備金の取崩	573,558	－
欠損填補	△691,369	－
当期変動額合計	△117,810	－
当期末残高	－	－
資本剰余金合計		
当期首残高	1,098,322	1,406,953
当期変動額		
欠損填補	△691,369	－
新株の発行	1,000,000	－
当期変動額合計	308,632	－
当期末残高	1,406,953	1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△691,369	△860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	－
当期純利益又は当期純損失(△)	△860,855	255,127
当期変動額合計	△169,486	255,127
当期末残高	△860,855	△605,728
利益剰余金合計		
当期首残高	△691,369	△860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	－
当期純利益または当期純損失（△）	△860,855	255,127
当期変動額合計	△169,486	255,127
当期末残高	△860,855	△605,728

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日) 金額	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日) 金額
株主資本合計		
当期首残高	3,406,953	4,546,097
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	―
当期純利益又は当期純損失(△)	△860,855	255,127
当期変動額合計	1,139,145	255,127
当期末残高	4,546,097	4,801,225
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△159	60
当期変動額合計	△159	60
当期末残高	18	79
評価・換算差額等合計		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△159	60
当期変動額合計	△159	60
当期末残高	18	79
純資産合計		
当期首残高	3,407,131	4,546,116
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	―
当期純利益又は当期純損失(△)	△860,855	255,127
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△159	60
当期変動額合計	1,138,984	255,187
当期末残高	4,546,116	4,801,304

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　15～24年

器具備品　4～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

また、平成24年3月31日以前に取得した有形固定資産についても、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これは、同一の使用環境下にある有形固定資産の減価償却の方法を統一することで、より適正な期間配分を図るために行うものです。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	67,154千円	112,884千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成23年４月１日　至 平成24年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	20,000	20,000	－	40,000

（変動事由の概要）
平成23年６月28日の取締役会決議による新株の発行　20,000株

当事業年度（自　平成24年４月１日　至 平成25年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	－	－	40,000

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
1年内	207,226千円	207,226千円
1年超	708,025千円	500,798千円
合計	915,251千円	708,025千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1．　金融商品の状況に関する事項

（１）　金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（２）　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2．　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成24年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,541,296	1,541,296	―
(2)未収入金	206,492	206,492	―
(3)未収委託者報酬	461,845	461,845	―
(4)未収運用受託報酬	396,891	396,891	―
(5)未収投資助言報酬	417	417	―
(6)投資有価証券 その他有価証券	470	470	―
資産計	2,607,413	2,607,413	―
(1)未払償還金	(42,139)	(42,139)	―
(2)未払手数料	(194,317)	(194,317)	―
(3)その他の未払金	(127,783)	(127,783)	―
負債計	(364,240)	(364,240)	―

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

当事業年度（平成25年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,650,823	1,650,823	―
(2)未収入金	233,768	233,768	―
(3)未収委託者報酬	394,497	394,497	―
(4)未収運用受託報酬	602,964	602,964	―
(5)未収投資助言報酬	2,241	2,241	―
(6)投資有価証券 その他有価証券	531	531	―
資産計	2,884,826	2,884,826	―
(1)未払償還金	(41,181)	(41,181)	―
(2)未払手数料	(130,522)	(130,522)	―
(3)その他の未払金	(282,034)	(282,034)	―
負債計	(453,739)	(453,739)	―

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

負債

(1)未払償還金 (2)未払手数料 (3)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	1,541,296	―	―
(2)未収入金	206,492	―	―
(3)未収委託者報酬	461,845	―	―
(4)未収運用受託報酬	396,891	―	―
(5)未収投資助言報酬	417	―	―
合計	2,606,942	―	―

当事業年度（平成25年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	1,650,823	―	―
(2)未収入金	233,768	―	―
(3)未収委託者報酬	394,497	―	―
(4)未収運用受託報酬	602,964	―	―
(5)未収投資助言報酬	2,241	―	―
合計	2,884,295	―	―

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（平成24年３月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	452	470	18
小計	452	470	18
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	452	470	18

当事業年度（平成25年３月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	452	531	79
小計	452	531	79
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	452	531	79

（退職給付関係）

1．　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2．　退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
退職給付債務（千円）	483,734	553,089
退職給付引当金（千円）	483,734	553,089

3．　退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	当事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
勤務費用（千円）	159,871	180,537
退職給付費用（千円）	159,871	180,537

4．　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
繰延税金資産		
(1)流動資産		
賞与引当金	42,222	48,473
未払費用	28,757	14,558
未払退職金	802	13,324
株式報酬費用	28,182	6,122
その他	3,082	1,437
繰越欠損金	-	75,305
計	103,047	159,222
(2)固定資産		
退職給付引当金	172,403	197,121
役員退職給付引当金	16,830	23,650
資産調整勘定	106,828	75,954
資産除去債務	22,833	22,913
その他	5,550	4,975
繰越欠損金	1,114,161	1,065,791
繰延税金負債（固定）との相殺	△20,995	△16,663
計	1,417,611	1,373,743
繰延税金資産小計	1,520,659	1,532,965
評価性引当額	△1,520,659	△1,335,765
繰延税金資産合計	-	197,199
繰延税金負債		
(1)固定負債		
資産除去債務	△20,995	△16,663
繰延税金資産（固定）との相殺	20,995	16,663
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	-	197,199

2．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成24年３月31日）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

当事業年度（平成25年３月31日）

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	81.6%
住民税均等割等	4.6%
のれん償却額	11.5%
評価性引当額の増減額	△336.2%
その他	△10.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△211.2%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
（１）当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	当事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
期首残高	50,754千円	64,067千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	63,974千円	-
見積額変更による減少額（注１）	△7,230千円	-
その他	24,821千円	-
有形固定資産の除去に伴う取崩額	△68,876千円	-
時の経過による調整額	622千円	223千円
期末残高	64,067千円	64,291千円

（注１）前事業年度において、将来発生すると見込まれる除去費用が、固定資産取得時における見積額と相違することが明らかになったことから、見積額変更による減少額7,230千円を資産除去債務から減算しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（１）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,230,735	1,360,768	469,356	25,855	3,086,716

(注1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③ 主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,102,416

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

① 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

② 地域ごとの情報

（１）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,539,735	1,896,165	375,834	23,663	3,835,399

(注 1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注 2) 売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,600,703

（２）委託者報酬
委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬
運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬
投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	Invesco UK Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	147,231千英ポンド	投資顧問業	なし	共通一般管理費の管理 資金の援助	支払利息	5,205	その他の未払金	—
							借入金の返済	1,000,000	短期借入金	
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千英ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	株主割当増資	2,000,000	—	—
親会社の子会社	Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc.	599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA	750千米ドル	不動産投資・管理業務	なし	サービスフィーの受取と支払、一般管理費の立替	支払利息	5,479	その他の未払金	—
							借入金の返済	500,000	短期借入金	—
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,102,416	未収入金	97,251

（注 1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注 2）Invesco UK Ltd.およびInvesco Asset Management Ltd.は、平成24年７月31日にInvescoUK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。
（注 3）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
（注 4）株主割当増資につきましては、普通株式を一株あたり100,000円で発行しております。
（注 5）親会社の子会社からの資金の借入れについては、平成23年6月に返済を行いました。

当事業年度（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千英ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	再委任投資顧問料の支払	278,879	その他の未払金	72,876
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,600,703	未収入金	40,894

（注 1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注 2）Invesco Asset Management Ltd.は、平成24年７月31日にInvesco UK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。ただし、取引金額は通年のものを記載しております。
（注 3）その他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holding Company Ltd.（非上場、持株会社）

Invesco Ltd. （ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
1株当たり純資産額 113,652円91銭 1株当たり当期純損失金額 △24,769円97銭	1株当たり純資産額 120,032円60銭 1株当たり当期純利益金額 6,378円18銭

（注）１．当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)（千円）	△860,855	255,127
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失金額(△)（千円）	△860,855	255,127
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
期中平均株式数(株)	34,754	40,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2．中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

科目	当中間会計期間（平成25年９月30日）内訳	当中間会計期間（平成25年９月30日）金額
（資産の部）		
流動資産		
預金		1,903,059
前払費用		60,266
未収入金		243,506
未収委託者報酬		441,540
未収運用受託報酬		702,761
未収投資助言報酬		3,464
繰延税金資産		132,474
その他の流動資産		4,535
流動資産計		3,491,609
固定資産		
有形固定資産※1		
建物附属設備	181,705	
器具備品	81,246	262,952
無形固定資産※１		
ソフトウェア	26,076	
電話加入権	3,972	
のれん	418,390	
顧客関連資産	2,242,768	2,691,207
投資その他の資産		
投資有価証券	3,573	
差入保証金	234,516	
繰延税金資産	37,977	
その他の投資	10,093	
貸倒引当金	△8,600	277,560
固定資産計		3,231,720
資産合計		6,723,330

（単位：千円）

科目	当中間会計期間（平成25年９月30日） 内訳	金額
（負債の部）		
流動負債		
預り金		70,141
未払金		
未払償還金	33,774	
未払手数料	142,578	
その他の未払金	105,085	281,438
未払費用		179,932
未払法人税等		66,792
未払消費税等※２		19,226
賞与引当金		505,287
その他流動負債		49,376
流動負債計		1,172,195
固定負債		
退職給付引当金		562,141
役員退職慰労引当金		76,949
資産除去債務		64,403
固定負債計		703,495
負債合計		1,875,690
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△559,434	
利益剰余金合計		△559,434
株主資本合計		4,847,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		121
評価・換算差額等合計		121
純資産合計		4,847,639
負債・純資産合計		6,723,330

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自　平成 25年　4月 1日 至　平成 25年　9月 30日) 内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		1,046,341
運用受託報酬		1,134,943
投資助言報酬		8,848
その他営業収益		1,010,626
営業収益計		3,200,760
営業費用		
支払手数料		377,038
広告宣伝費		6,159
公告費		1,155
調査費		
調査費	126,116	
委託調査費	259,646	
図書費	2,277	388,040
委託計算費		102,137
営業雑経費		
通信費	10,657	
印刷費	22,817	
協会費	4,085	37,560
営業費用計		912,091
一般管理費		
給料		
役員報酬	86,930	
給料・手当	687,476	
賞与	128,396	902,803
交際費		10,880
寄付金		500
旅費交通費		32,319
租税公課		18,579
不動産賃借料		131,270
退職給付費用		79,791
役員退職慰労引当金繰入		10,591
賞与引当金繰入		377,760
固定資産減価償却費※１		111,021
福利厚生費		104,776
諸経費		380,106
一般管理費計		2,160,401
営業利益		128,267

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自　平成 25年　4月 1日 至　平成 25年　9月 30日) 内訳	金額
営業外収益		
受取利息		58
保険配当金		3,242
時効成立分配金償還金		7,032
営業外収益計		10,332
営業外費用		
為替換算差損		14,437
雑損		111
営業外費用計		14,549
経常利益		124,050
税引前中間純利益		124,050
法人税、住民税及び事業税		51,009
法人税等調整額		26,747
法人税等計		77,756
中間純利益		46,293

(3)中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	△605,728	△605,728	4,801,225
当中間期変動額								
中間純利益						46,293	46,293	46,293
株主資本以外の項目の会計期間中の変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	46,293	46,293	46,293
当中間期末残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	△559,434	△559,434	4,847,518

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	79	79	4,801,304
当中間期変動額			
中間純利益			46,293
株主資本以外の項目の会計期間中の変動額（純額）	42	42	42
当中間期変動額合計	42	42	46,335
当中間期末残高	121	121	4,847,639

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法によっております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　5～18年

器具備品　　4～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、中間会計期間に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、中間会計期間末における要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損として処理しております。

５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成25年９月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	139,666千円

※２　消費税等の取扱い
　仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
有形固定資産	26,894千円
無形固定資産	84,126千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

１．当中間会計期間（自　平成25年４月１日　至 平成25年９月30日）

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	40,000	－	－	40,000

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (平成25年９月30日)
1年以内	207,226千円
1年超	397,184千円
合計	604,411千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1．　金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

当中間会計期間（平成25年９月30日）

	中間貸借対照表計上額(*)（千円）	時価(*)（千円）	差額（千円）
(1)預金	1,903,059	1,903,059	―
(2)未収入金	243,506	243,506	―
(3)未収委託者報酬	441,540	441,540	―
(4)未収運用受託報酬	702,761	702,761	―
(5)未収投資助言報酬	3,464	3,464	―
(6)投資有価証券			
その他有価証券	3,573	3,573	―
(7)差入保証金	226,076	224,134	△1,942
資産計	3,523,982	3,522,040	―
(1)未払償還金	(33,774)	(33,774)	―
(2)未払手数料	(142,578)	(142,578)	―
(3)その他の未払金	(105,085)	(105,085)	―
負債計	(281,438)	(281,438)	―

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(7)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払償還金 (2)未払手数料 (3)その他の未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

投資有価証券

当中間会計期間（平成25年９月30日）

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	3,452	3,573	121
小計	3,452	3,573	121
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	3,452	3,573	121

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
期首残高	64,291千円
時の経過による調整額	112千円
中間期末残高	64,403千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

米国	日本	欧州	その他	合計
999,562	831,072	303,911	19,871	2,154,418

（注）営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	855,468	投信投資顧問業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成25年９月30日)
（１）１株当たり純資産額	121,190円99銭

	当中間会計期間 (自 平成 25年４月１日 至 平成 25年９月30日)
（２）１株当たり中間純利益金額（千円）	1,157円33銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	46,293
普通株式に係る中間純利益（千円）	46,293
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	ａ．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｂ．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｃ．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 ｄ．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ｅ．上記ｃ．およびｄ．に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等	平成26年４月１日付で定款を変更し、商号をインベスコ・アセット・マネジメント株式会社に変更しました。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成25年９月30日現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成25年９月30日現在)	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年９月30日現在)	事業の内容
日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社	1,050百万円	「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

<table>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。
受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。</td></tr>
<tr><td>再信託受託会社の概要</td><td><table>
<tr><td>名称</td><td>資産管理サービス信託銀行株式会社</td></tr>
<tr><td>資本金</td><td>50,000百万円(平成25年９月30日現在)</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td></tr>
<tr><td>再信託の目的</td><td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。</td></tr>
<tr><td>投資顧問会社</td><td>ファンドに関し、投資情報の提供および銘柄選択に関する助言などを行います。</td></tr>
</table>

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

第３【その他】

目論見書の名称等	目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
目論見書の表紙等の記載事項	・交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載します。 －ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。 －ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。 －ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。 ・請求目論見書の表紙等に、課税上は株式投資信託として取り扱われる旨を記載することがあります。 ・請求目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。 －インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・ファンドは、株式などの値動きのある有価証券などに投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。 ・目論見書の表紙等に使用開始日を記載することがあります。 ・目論見書の表紙等または本文にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、またファンドの商品分類、お申し込みに関する事項などを記載することがあります。 ・目論見書の表紙等に、投信評価機関、投信評価会社などによるレーティング、評価情報および評価分類などを表示する場合があります。
請求目論見書の掲載事項	請求目論見書に、ファンドの信託約款を掲載します。
目論見書の使用方法等	目論見書は、電子媒体として使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成２５年５月３１日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会　　御　中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤 雅人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鴨下 裕嗣

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第２３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成２５年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年３月19日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　　鶴 田 光 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・ファンドの平成25年２月６日から平成26年２月５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ　日本株式フォーカス・アルファ・ファンドの平成26年２月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成25年12月６日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　　鶴　田　光　夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成25年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。